求職者支援資金融資

2025年4月1日現在

<table>
<tr><td>1. 資金使途</td><td>・職業訓練（厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練）受講中の生活費</td></tr>
<tr><td>2. 貸出形式</td><td>・証書貸付</td></tr>
<tr><td>3. 貸出金額</td><td>・ハローワークが発行する「求職者支援資金融資要件確認書求職者」に記載された金額を上限とします（1万円単位）。
・融資限度額は、申込者区分による融資限度額に受講予定訓練月数を乗じた額で算出されます。
<table>
<tr><th>申込者区分</th><th>融資限度月額</th><th>融資限度額</th></tr>
<tr><td>同居または生計を一にする別居の配偶者、子または父母のいずれかを有するもの</td><td>月額10万円</td><td>1申込 ・・・ 月額10万円×12カ月＝120万円
1顧客 ・・・ 月額10万円×24カ月＝240万円</td></tr>
<tr><td>それ以外（単身者等）</td><td>月額5万円</td><td>1申込 ・・・ 月額5万円×12カ月＝ 60万円
1顧客 ・・・ 月額5万円×24カ月＝120万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4.貸出方法</td><td>・融資利用者の金庫普通預金口座へ入金</td></tr>
<tr><td>5. 貸出期間</td><td>・融資金額50万円未満の場合　5年以内
・融資金額50万円以上の場合　10年以内
なお、貸出期間には元金据置期間（3カ月）を含みます。</td></tr>
<tr><td>6. 借入資格</td><td>・ハローワークが発行する「求職者支援資金融資要件確認書求職者」をご提出できる方のうち、職業訓練受講給付金の支給決定を受けた方。</td></tr>
<tr><td>7. 貸出金利</td><td>・年1.50%（固定金利）</td></tr>
<tr><td>8. 返済方式</td><td>・元利均等月賦償還
元利均等償還とは、貸出期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。
・元金据置期間中の取扱い
元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により、お支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>9. 保　　証</td><td>・(一社)日本労働者信用基金協会</td></tr>
<tr><td>10. 保証料等
(1)保証料

(2)手数料</td><td>・年0.50%（月次後払方式）
貸出金利に上乗せしてお支払いいただきます。

・不　要</td></tr>
<tr><td>11. 担　　保</td><td>・不　要</td></tr>
</table>

12. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp

ろうきん

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。